

「公印省略」

福 第 6 3 5 6 号
令和元年2月18日

各指定居宅介護支援事業所管理者 殿

大牟田市長 関 好孝
(福 祉 課)

令和元年度後期特定事業所集中減算に係る書類の作成及び提出について（通知）

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）に基づき、全ての指定居宅介護支援事業所は、年2回（前期・後期）標記書類を作成することとされています。

また、この場合において、前6か月に作成した全ての居宅サービス計画（ケアプラン）のうち、訪問介護サービスなどの各居宅サービスについて、紹介率最高法人の割合が8.0%を超えた場合には、その理由の有無にかかわらず、市長に書類を提出することとされています。

つきましては、各事業所におかれては、標記書類を作成し、上記に該当する場合は、下記により当課に係る書類を提出してください。

なお、当課において、80%を超えた正当な理由の有無を審査し、その結果については、後日通知します。

記

1 作成及び提出する書類

「居宅介護支援における特定事業所集中減算」様式1及び様式2

※ 別添「居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算の取扱いについて（令和元年度後期）」を参考に、書類を作成してください。

※ 様式2については、別添「居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算の取扱いについて（令和元年度後期）」の【大牟田市における「正当な理由」の方針】の⑤または⑥に該当する事業所のみ作成してください。

※ 紹介率最高法人の割合が80%を超えており、かつ、「正当な理由」がある場合は、確認資料を添付してください。

2 判定期間

令和元年度後期（令和元年9月～令和2年2月サービス提供分）

3 提出期限

令和2年3月16日（月）必着 期限厳守

4 留意事項

- 各サービスの紹介率がいずれも80%以下の場合は、書類の提出は不要です。ただし、「正当な理由⑤または⑥」に該当する利用者を算定要件から除外したことで、80%以下となった場合は、書類の提出が必要です。また、書類の提出の有無にかかわらず、各事業所は必ず書類を作成し各事業所で5年間保存しておいてください。(実地指導等で確認します。)
- 事業所の新規指定又は事業所の休止若しくは廃止のため、サービス提供期間が判定期間の6か月を満たさない場合は、書類を提出する必要はありません。

5 問合せ及び提出先

〒836-8666

大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市福祉課 介護保険担当

電話：0944-41-2683

※ 提出の際、封筒の表面に「**特定事業所集中減算に係る書類**」と朱書きしてください。